

市の地域生活支援関連事業の見直しにおける議会の注視及び熟議を求める陳情

[願意]

船橋市地域生活支援事業所の登録に関する規則、船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則、船橋市地域生活支援事業所の運営に関する基準、船橋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付費等に係る利用者負担の減免に関する取扱要綱等に関連する施策に関して執行機関が見直しを行う場合、議会は、執行機関との意見交換・調整等を行い、その施策意思決定過程について十分注視するとともに、議会内でも熟議いただきたい。

[理由]

地方自治の本旨に鑑み、議会が議事機関として願意に示した役割を果たすことで、市民に寄り添った行政サービスの提供、ひいては住民福祉の増進が図られるから。